世田谷区土木工事成績評定要綱

平成 2 3 年 3 月 2 4 日 2 2 世経理第 8 8 1 号 改正 令和 4 年 3 月 2 4 日 3 世経理第 7 9 2 号

(目的)

第1条 この要綱は、区が施行する土木工事(以下「工事」という。)について、世田谷区工事施行規程(昭和50年9月23日世田谷区訓令甲第3号。以下「工事施行規程」という。)及び世田谷区検査事務取扱要領(平成5年4月1日世経理発第250号)に基づき行う成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、工事受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる工事(単価契約による工事を除く。以下「評定対象工事」という。)は、原則として当該工事に係る請負契約の金額が 5,000,00円以上のものとする。

(評定者)

- 第3条 評定者は、次に掲げる者とする。
- (1)工事施行規程第18条に規定する監督基準に定める総括監督員、主任監督員及 び担当監督員(以下これらを「監督員」という。)
- (2)世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世田谷規則第4号)第56条に規定する検査員
- 2 複数の工事を一括して契約する場合にあっては、主たる工事の評定者が他の工事の評定者の意見等を参考にして評定を行うものとする。

(評定の時期)

第4条 評定者は、しゅん工検査(一部しゅん工検査を除く)の完了後、速やかに評 定を行わなければならない。

(評定の実施)

第5条 評定者は、工事ごとに、工事成績評定表(第1号様式及び第1号の2様式。 以下「評定表」という。)の各評定項目について、次条から第8条までに定めると ころにより評定を行う。

(検査員が行う評定等)

- 第6条 検査員は、評定表の評定項目の内「基本的な技術力と成果の評価」の「施工 管理」の項目について評定を行う。
- 2 検査員は、前項の規定により行った評定結果を担当監督員へ通知する。

(主任監督員及び担当監督員の評定の内容及び方法等)

第7条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目の内「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」、「社会的貢献」及び「法令遵守等」

- の項目について評定を行う。
- 2 前項の評定方法は、別に定める工事成績評定項目別評定表により行う。
- 3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表に記入し、総括監督員へ報告 する。
- 4 前項の場合において、特記すべき事項がある場合は、具体例を挙げ、評定表の所 見欄に記載する。

(総括監督員の評定の内容及び方法等)

- 第8条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定結果等に ついて、ヒアリング等を行い、総合的に判断し監督員の評定点を確定する。
- 2 前項の場合において、特記すべき事項がある場合は、具体例を挙げ、評定表の所 見欄に記載する。

(評定結果の取りまとめ)

第9条 評定対象工事を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)は、検 査員の評定点と監督員の評定点を合算し、評定表を取りまとめ確定する。

(評定結果の報告)

第10条 工事主管課長は、評定の結果について、評定表により所属する部の部長へ 報告する。

(評定結果の送付)

- 第11条 工事主管課長は、評定の結果を評定表により当該工事の契約事務を主管する課の課長(以下「契約事務主管課長」という。)へ送付する。
- 2 契約事務主管課長は、評定の結果について評定表により当該工事の契約事務を主 管する部の部長へ報告する。
- 3 検査員は、工事成績評定通知書(第2号様式)を作成し、契約事務主管課長へ送付する。

(評定結果の通知)

第12条 契約事務主管課長は、工事成績評定通知書により、速やかに当該工事の受 注者へ評定の結果を通知する。

(説明責務)

第13条 契約事務主管課長又は評定者は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(再説明の申立て)

- 第14条 契約事務主管課長は、前条の規定により説明を受けた者が、その説明に不服がある場合には、再説明請求書(第3号様式)より再説明を求めることができることを知らせなければならない。
- 2 契約事務主管課長は、前項の規定により再説明を求められたときは、厳正かつ公

平に対処するため、世田谷区入札参加者等選定委員会規程(昭和40年4月世田谷区訓令甲第35号)に規定する世田谷区入札参加者等選定委員会の審議を経て、再説明回答書(第4号様式)により回答するものとする。

(評定の修正)

第15条 評定者は、前条第2項の審議の結果、その他の理由により評定を修正する 必要があると認めたときは、当該工事成績評定を修正することができる。

(評定結果の活用)

- 第16条 契約事務主管課長は、評定結果について、必要に応じて世田谷区入札監視 委員会に報告する等、評定結果の有効かつ適切な活用を図るものとする。
- 2 契約事務主管課長は、工事成績評定通知書(前条の規定による修正を行った場合は修正後の工事成績評定通知書)を財務部経理課又は教育委員会事務局教育総務課において一般の閲覧に供するものとする。

(実施細目)

第17条 この要綱の実施についての細目は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第16条第2項の規定は、施行日以後に行われる評定に 係る工事成績評定通知書について適用する。

部	長	総括監督員	主任監督員	監督員

工事成績評定表(土木)

契約番 工事番		世契二	上指			工事	件名											工事箇所	f						
契約金	額					受法	主者											現場代理	人						
事業課	名							エ	期	令利]	年	月	日	しゅ 年)	ん工	令和	年	月	日	検 査年月日	令和	年	月	日
総括監督	賢員						印	主任盟	监督員					印	担当	監督員				Ер	検査員				EП
評定		基	本 的	な技	がかけ	ر ک ر	成 果	の評	価	評	技 術	創意	社	法	総				所		見	欄			
/.	細目	 施 工 体 制 現場管理 施				 工 管 理		定点	力	工夫	会的	令遵	評	担当											
評定者		施工	配置		安全	工程			出来	合	の 発	と熱	貢	守	定	及 び キ									
		体制 全般	技術 者	調整	衛星 管理	管理	管理	管理	ばえ	計	揮	意	献	等	点	主任									
監督	員	/5.0	/5.0	/5.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/65	/2.0	/2.0	/1.0	/-20		監督員									
検査	員												-		/100	総括									
計		/5.0	/5.0	/5.0	/10.0	/10.0		/5.0 /15.0			/2.0	/2.0	/1.0	/-20		監督員									

- 1 各評定者の評定点は、少数点第二位を四捨五入する。
- 2 監督員及び検査員の評定点合算後、少数点以下を切り捨て、整数とする。
- 3 所見は、特に優秀な場合や、やや不良以下の場合には、必ず記入する。

- 4 総評定点は、100点満点とする。
- 5 監督員評定点は、担当、主任監督員からヒアリングを受け、総括監督員が評定するものとする。

課 長 係	長 契約担当
	课 長 係

	課	長	検査員
L			

工事成績評定表(土木)(副)

	約番		世契二	上指			工事	件名											工事箇月	fi						
契	2約金	含額					受法	主者											現場代理	시						
事	業課	果 名							I	期	令和	Π	年	月	日	しゅ 年 <i>j</i>	ん工	令和	年	月	日	検 査 年 月 日	令和	年	月	日
総	括監	督員						印	主任盟	監督員					ED	担当	监督員				印	検査員				印
	評定	項目	基	本 的	な技	を祈り	b と.	成果	の評	插	評	技 術	創意	社	法	総				所		見	欄			
`	/.	細目						+ ∕⊤		тш	定点	力	エ	会的	令	評	担当									
±π	評定者				現場管理 施 安全 工程 施工			工管理			りのした		遵、	定	ー 及 び											
市	· 止 白	' \	体制力	技術		衛星					合	発	熱	貢	守		主									
			全般	者	調整	管理	管理	管理	管理	ばえ	計	揮	意	献	等	点	任監									
監	督	員	/5.0	/5.0	/5.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/10.0	/65	/2.0	/2.0	/1.0	/-20		督員									
検	查	員														/100	総括									
								/5.0	/5.0	/20.0	/30						監									
	計		/5.0	/5.0	/5.0	/10.0	/10.0	/15.0	/15.0	/30.0	/95	/2.0	/2.0	/1.0	/-20		督員									

- 1 各評定者の評定点は、少数点第二位を四捨五入する。
- 2 監督員及び検査員の評定点合算後、少数点以下を切り捨て、整数とする。
- 3 所見は、特に優秀な場合や、やや不良以下の場合には、必ず記入する。

- 4 総評定点は、100点満点とする。
- 5 監督員評定点は、担当、主任監督員からヒアリングを受け、総括監督員が評定するものとする。

年 月 日

工事成績評定通知書

(受注者) あて

(契約事務主管課長名)

印

貴社が受注した工事について、世田谷区土木工事成績評定要綱第12条に基づき成績評定の結果を下記のとおり通知します。

記

- 1.契約番号
- 2. 工事件名

3. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4.検査年月日 年 月 日

5.成績評定

		Ē	Ŧ			点			J	頁		目	評	定	点	/	満	点
									施	工体	体制				/	1	5 点	
1	基本	は的な	↓技術	うちゅう かんしゅう かいしゅう はいしょう かいしょう かいしょう おいしょ しゅう かいしょ しゅう かいしゅ しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう し	ヒ成り	果の記	評価		現	場管	管理				/	2	点 0	
									施	工管	管理				/	6	点 0	
2	創	意	I	夫	等		(加,	\ :	0 ~		5点	į)					点	
3	法	令	遵	守	等		(減,	\ :	0 ~	- 2	0 点	ā)					点	
			総	Ē	Y	価	Ę	Ħ							/ 1	0	点 0	

6.評定点基準.

優秀	良好	普通	やや不良	不良
100~80点	79~70点	69~60点	59~50点	49~0点

7. その他

上記の評定結果についての説明を求めることができます。

また、その説明に不服がある場合は、その旨を付して、この書面の通知を受けた日から 起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

年 月 日

再説明請求書

契約事務主管課長 あて

(工事受注者)法人名

世田谷区土木工事成績評定要綱第14条の規定により、次のとおり再説明を申立てます。

1.契約番号 号

2.工事件名 工事

3. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4. 検 査 日 年 月 日

5. 再説明請求の内容

年 月 日

再説明回答書

(受注者)

樣

契約事務主管課長名

印

貴社が施工した下記の工事について世田谷区土木工事成績評定要綱 第14条に基づく審議の結果を下記のとおり回答します。

記

- 1.契約番号 号
- 2.工事件名 工事
- 3. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4. 検 査 日 年 月 日
- 5. 再説明請求の内容に対する回答